

自動車リサイクル法 106 条に基づく
離島対策支援事業が、島から本土への
使用済自動車（廃車）の海上輸送費用
のうち8割を支援しています。

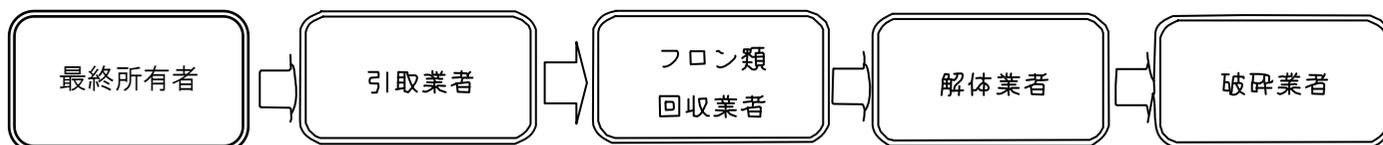


Q：離島対策支援事業って何？

A：今まで離島の皆様は、自動車を処分する際に
高い海上輸送費を負担されてきました。
自動車リサイクル法の離島対策支援事業は、使用済自動車の海
上輸送費のうち8割を支援します。
村が定めたルールにより支援事業が開始されています。

～処分の方法～

◇処分の流れ



◇処分の方法

島内の引取業者が引取ります。
最初に引取業者（自動車整備工場など）に問い合わせをし、お申し込みして下さい。
（ただし、一部対象にならない車両があります。）

※詳しくは、「三宅村役場 地域整備課環境整備係」TEL:04994-5-0989 又は、(財)自動車リサイクル
促進センターのホームページをご活用ください。(http://www.jarc.or.jp)